



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
 東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

税務戦略転換の時代へ

パナマ文書で世間は大揺れの様です。アイスランドの首相が辞任する事態にも発展しました。そもそも、タックスヘイブンを通じて金融資産を保有したり取引をしたりすること自体は違法なことではありません。それなのになぜ、ここまでの批判にさらされるのでしょうか。

従来タックスヘイブン国においては高い匿名性が確保され、当局の監視の目が行き届きにくく、企業の不正会計、富裕層の脱税、マネーロンダリングの温床になっていたという事実もあるようです。また、富裕層や大企業の過度の節税により国家財政が細り、そのしわ寄せが一般国民や中小企業に向かうのではないかという懸念も広がっているようです。さらに国家の指導者がこのような行為を行うことには道義上の問題があるとの声も。そんなこんなで、未だ名前があがってない「身に覚えがある人」は生きた心地がしないのだろうか、とサラリーマンで庶民の自分は高みの見物状態です。

過度な節税に対する包囲網はとどまることを知らず、特にこの問題に過敏になっているアメリカは海外企業とのM&Aを使った米企業の節税策を防ぐ追加規制を先日発表しました。タックスヘイブンをを使った節税に替わる手法として、低税率国・地域へ登記上の本社を移すこと（インバージョン）による節税手法を、近年米大企業は多用してきました。しかし、今回の新規則により米企業が海外勢と合併して税率の低い第三国に本社を移した場合、米国に残る子会社の税控除が制限されることになりました。これを受けてか、米医薬大手ファイザーとアイルランドの同業大手アラガンは、合併を撤回すると発表しました。新規則によって節税効果が見込めなくなったことが理由のようです。

アメリカのみならず欧州の当局も、近年多国籍企業による税逃れに厳しい姿勢をとるようになりました。各国のこういった姿勢から、今後本社移転や複雑なスキームを組むことによる節税はますます難しくなり、企業の税務戦略の転換が必要な時代になりつつあります。

熊本、大分がんばれ！

この度の平成28年熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

皆様のご家族、ご友人、知人の方でも大変な思いをされている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。一日も早く普通の生活に戻れることを祈るばかりです。

皆様の中にはボランティアへ行きたい気持ちがある方もいらっしゃると思いますが、仕事や学校があり実際に行くのはなかなか容易ではありません。そんな中でできることとして、寄付も一つですね。しかも、その寄付が自分のお財布にもやさしければ、寄付しやすいのではないのでしょうか。

個人の方が熊本県下や大分県下の災害対策本部、日本赤十字などに対して支払った義援金は、もちろん全額寄付金控除の対象となります。認定NPOに対する寄付の場合は、約40%が控除対象となります。認定されていないNPOに対するものは基本的には控除対象となりません。ただし、募金を取りまとめて最終的に国又は地方公共団体へ寄付される内容であれば全額控除できます。義援金専用口座などはそれにあたります。

そのほか、ふるさと納税も一つの手です。たとえば現在（4月19日時点）熊本県がふるさと納税の事務対応をできないところ、茨城県境町と福井県で代行を始めました。この対応に賛同して、全国からふるさと納税が行われているそうです。ふるさと納税に付きものの返礼品は当然ありませんが、寄付は所得税・住民税の一部控除・還付の対象となります。

皆様も無理なご負担のない範囲内でご利用いただければと思います。